

## 塩竈市子ども・子育て会議（平成 29 年度第 3 回）議事概要 報告書

1. 会議名	塩竈市子ども・子育て会議（平成 29 年度第 3 回）
2. 日時	平成 30 年 3 月 16 日（金） 18：30 ～ 21：00
3. 場所	塩竈市市民交流センター会議室（壺番館 5 階）
4. 出席者	<子ども・子育て会議委員> 12 名  <塩 竈 市> 5 名 健康福祉部長、子育て支援課長、子育て支援課職員 3 名

### <議 事 概 要>

#### 0. 委 嘱 状 交 付

1. 開 会 司会（子育て支援課長補佐）
2. 挨拶 部長から
3. 議 事 議事前に資料確認後議事

#### （1）協議事項

##### ①新のびのび塩竈っ子プランの見直し案について

- ・資料 1 「新のびのび塩竈っ子プランの見直し案について」を利用し、協議していただき、協議で出たご意見を参考に、プランを加筆・修正し、会長確認のうえ策定することに了承いただいた。

##### ②小規模保育事業の認可・確認について

- ・資料 2 「小規模保育事業の認可・確認について」を利用し、協議していただき、小規模保育事業の認可について了承いただいた。

#### （2）報告事項

##### ①海岸通子育て支援施設の進捗状況及び新浜町保育所の廃止について

- ・資料 3 「新浜町保育所の廃止及び海岸通子育て支援施設の進捗状況について」を利用し、報告、ご意見をいただいた。

##### ②塩竈アフタースクール事業の進捗状況について

- ・資料 4 「塩竈アフタースクール事業の進捗状況について」を利用し、報告、ご意見をいただいた。

#### 4. そ の 他

- ・次回会議は、後日連絡

-----  
<主なご意見等の内容>

◆協議事項

①新のびのび塩竈っ子プランの見直し案について

【委員】平成 30 年度で 21 人の待機児童が出るというような設定になっていると思いますが、待機児童が出ない形での設定をしていただいた方がよいのではないのでしょうか。

【事務局】小規模保育施設が増えるため、平成 30 年度の提供量が前年度よりも 19 名増えていますが、利用者も多くなっているため、提供量が追いついておらず、利用者数と提供量の差異を見るとマイナス 41 人ということになっております。その中から国の定義にあたる待機児童数が、見込みでは 21 人出る予定となっております。その部分については、弾力的な運用で、児童を入所させていくという対応をすることになっておりますが、平成 31 年度につきましては幼稚園から認定こども園に移行するところがあり、定員数も 837 名に増えるので、利用者数と提供量の差異が 62 人ということで、待機児童が出ないということの見込みで考えております。そういったことで平成 30 年度につきましては待機児童が出てしまいますけれど、整備を進めて平成 31 年度は待機児童ゼロということでやりたいということになります。

【委員】病児保育と病後児保育について、1 個だけの自治体ではなかなか供給が難しいと思うので、周りの 2 市 3 町と協力してするか、何か案がないか考えてほしいです。

【事務局】病後児保育事業は、多賀城市で実施をしているので、その施設を使わせてほしいということで多賀城市と協議しております。その中で多賀城市の現状をお聞きしたり、実現するのに課題を洗い出したりしながらやっていきたいと思いますという話をしております。あとは、受入先の施設の方で看護師や保育士などの体制の問題もありますので、受入れが可能かということを実施している施設と協議というか、まず使わせてほしいということを実施に申入れをしまして相談を今後していきたいと思っています。ただ、病児保育・病後児保育ということで多賀城市では病後児保育、つまり回復期のお子さんを預かる施設ということになっておりますので、そういったこととか、手続きの関係とか、それから回復期のお子さんを預かる施設ですので、定員が 3 名なのですが、例えば感染症のお子さんを 1 名お預かりすると、その 1 名しか預かれなくて、定員が 3 名のところ一日 1 名しか受け入れられないというような状況だというお話を聞きました。そういったことで、年間の利用が実は 60 人程度ですという話も伺っております。

【委員】放課後児童クラブにクーラーをつけていただいた件で、委託業者さんがお金を出して付けたというお話ですが、それは市としてはどう考えているのでしょうか。

【事務局】今回のエアコン設置は指定管理料の範囲内で環境整備をしたという考えになります。それから杉の入小学校にもう 1 台設置してほしいというような意見を前回の会議の中でもいただいております。それについては、2 階にある教室にエアコンが設置できるかを教育委員会にお調べいただいております。あとは学校とエアコン

を取り付けてもいいのかということ相談しなければいけないので、2階に設置が可能ということであればエアコンを設置したいと考えております。

【委員】それは誰がお金を出すのですか。

【事務局】市の方で整備したいと考えています。

【委員】それは施設の管理運営のための指定管理料に含まれるということにはならないのですか。

【事務局】そうですね。今回の1台は、市の方でと考えています。

【議長】管理運営と言った時の範囲として、エアコンというのが管理運営に当たるのか、管理運営ではなくて設備に該当するのであれば、設備としては塩竈市の方が負担をするという考え方があるのではないのでしょうか。今後の原則として、設備・備品の扱いがどのような原則で進むのかというご質問だったかと思えます。例えば、ワーカーズユープとの間の取り決めや話し合いでどうなっているのでしょうか。

【事務局】指定管理者が必要と思われる備品等については、購入するという事になっておりますが、改修が必要となるなど高額になるものについては市と協議して市が負担するという事も出てきますが、管理運営上必要な高額にならない備品については指定管理者の方で用意するという事になっております。

【議長】例えば、指定管理者が変わるといふときに、その設置したエアコンがどうなるのかということもありますので、今まで付けた分については、それはそれで子どもたちにとっていいことだと思いますので、今後どのような原則で設置をしていくのかということについて、少しワーカーズユープと塩竈市で詰めていただく必要があると思えます。

【議長】平成30年度に施設を作るといふわけにはいかないとも思うのですが、各園の弾力的な運用という中に、例えば基準面積を超えない範囲で、少し受入れが可能などところが一時的に利用者の受入れを行い、100%を超えて受け入れるというようなことが含まれているのでしょうか。

【事務局】面積の基準を超えない範囲で受け入れられるということもあります。あとは保育士の方の確保というのが難しいものですから、例えば、0歳児・1歳児・2歳児についても、保育士がいればもう少し受け入れられるところが、なかなか保育士もいないので受入れをできないという状況なので、保育士を確保できれば低年齢児とかの受入れがもっとできると思えますので、そういったところでの弾力的な運用という考えがあります。ただ、私立保育所については、既に定員を超えた入所になっておりますので、中心となるのは公立保育所になるかとは思っています。

【議長】弾力的な運用と言うときに、可能であれば保育士をどのように確保するかという確保策をこの中に織り込まれて、確保する方策みたいなものももう少し積極的に取り入れたような、そのような形の表現になっていることがより望ましいのではないかなと思えます。

【議長】病児・病後児保育については、塩竈市としても前回は訪問型というのでやっただけでも、利用者がいなかったということがありました。病児・病後児保育だけではなく、保育施設自体の広域化が今かなり求められていて、それを可能にするような形の法整備も出来つつあると思えますので、今後の方策としては、他の市町村も

含めていくつか受け入れられるようなところもまた探していただけるといいのではないかと思います。

【委員】病後児保育について、実際に市民の声として、要望というのはいかほど挙がっているのでしょうか。

【事務局】お電話等での問い合わせは年間1回、2回程度で、それほどはありません。

【委員】多賀城まで子どもを連れて行くということでまたちょっとハードルが高くなるのかなと思います。年間利用60名で1か月5名くらいなのかと思いましたが、多賀城に行ったらもっとハードルが高いので、何とか塩釜市の中で受け入れるような施設を、例えば同じ市立病院の看護師さんのやりくりができないものなのかとか、公立の保育所で保育士さえいれば定員はもう少し増やせることができるということはちょっと余裕があるお部屋があったりすることもあるかもしれないので、そういうときに受け入れることはできないのでしょうか。

【議長】今のところ出た意見が少し反映できるような、その文章の表現とか、先ほどの待機児童のところとか、実際に保育士が確保できるかどうかはわかりませんが、それに向けた努力をして、それで弾力的な運用をしていくというような形のことや、やっぱり目指されてということが望ましいとは思っていますので、その部分について少し加筆をしていただくというようなことが可能でしょうか。

【事務局】ご意見の方を反映させて、修正をしたいと思います。

【議長】病児・病後児も利用があまりないというのは使いやすい制度ではないというところもあると思いますが、だからといって病児・病後児がいっぱい増えるというのが子どもたちにとって良いのかという問題もあるので、ニーズはあるけれどそことマッチしたような形のものが作るの難しいところだと思いますので、今また新たな方向にも行っているかと思っておりますので、そういったそのこれまでの努力も含めて今後の方向性がわかるような記述があるといいのではないかなと思いますので、そういう形でちょっと文章を修正していただくことにしたいと思います。その文章の修正については、市と私の方で確認をさせていただいて、あと修正したものを委員の方にもう一度お配りいただくことにしたいと思います。

【委員】ファミサポの協力員をしている中で、一番保護者が願っているのは、最初のこの保育所に迎えに来る間、見てほしいというお母さん達が一番多いのではないかと思います。その辺をもう少しファミサポの協力員とかそういう人たちを利用したりして、本当に看護師さんがいなければいけない状態だけじゃなくてその辺も考えていただけたらよいかと思います。

## ②小規模保育事業の認可・確認について

【委員】北浜にある保育所ですけれども、利用する子どもたちは低年齢ということで、万が一の場合の避難に関しては、つまり防災の観点から十分な指導とか助言とかなさっていますか。

【事務局】認可をする際の認可のための書類の要件には入っていないのですが、防災マニュアルを作成してくださいということをお願いしています。津波や地震があった場

合の対応については特に十分注意してくださいというお話をしているので、マニュアルを整備して、それを実践することが必要になると思いますので、まず、避難訓練を月 1 回以上はしていただくなどの年間計画を出していただいています。それから、避難訓練に関しましては、子育て支援課の保育係の方で、最初一年目については立会を行いまして、どういう避難訓練を行っているのかということを確認しながら、改善すべきところについてはこちらからお話して、相談しながら修正をしていくというようなことを考えております。それから、逃げる場所につきましては、第一避難所、第二避難所を設けております。北浜保育園の方ですとか、第二小学校の方を避難所ということで指定はしておりますが、ずいぶん遠い場所になりますので、まず、すぐに逃げなければいけないということになりますと、小さいお子さんを抱えて保育士の方たちが逃げるというのはなかなか大変なのかなと思いますので、近くの高層マンションとか高めのマンションの方にご協力をいただきまして、一時的にそこで凌いでいただいて、あとは避難所等に逃げてくださいというようなことでやっていきたいと思っております。

【委員】0歳児が先生一人に対して子ども3人いるというような保育状況の中で、3人を抱えてマンションの上まで逃げろというのは多分不可能で、他の保育園とかは乗り物みたいなものに5,6人乗せて、一人の先生が一生懸命走るみたいなことで避難していました。多分震災の時も震災でエレベーターが使えるかどうかも含めて階段を駆け上がって子どもたちとマンションの上に逃げるということが安全ではないと思いますので、それについてはもうちょっと別な方向を考えていただきたいと思っております。

【事務局】避難については、マンションに逃げるのでは危ないのではないかというご意見でしたので、それを踏まえてどのルートだったりどこに逃げるのが最良なのかというのをもう少し検討したいと思っております。ありがとうございます。

【委員】わだつみ保育園は、6,6,7の19人定員ですが、実際に開園したら0・1歳が6人、1・2歳児が7人、3歳児以上が7人いるという国の基準を超えた年齢と人数がいるのに認定をしてもよいのでしょうか。

【事務局】基本的には小規模保育施設については2歳児までと先ほどお話をさせていただいておりましたが、3歳児以上についても受入れすることは可能です。ただ、受け入れるのは可能ですが、特別な事情というのが必要になります。そして、前の保育所からの継続児童は、特別な事情に当たるという判断をしまして、3歳児以上については7名の受入れをしています。また、面積基準や先生の配置基準につきましても記載されている面積と隣の実際の面積などを比較して基準の方が満たしていると判断しています。

【議長】3歳以上児を保育するときの特例は分かるのですが、定員が19名のところ20名となるということについては、大丈夫なのかという質問もいただいておりますが。

【事務局】面積上の基準や保育士の配置基準で、弾力的に運用しているところがありますので、それと全く同じ運用ということで今回20名を受け入れることについて許可しています。

【委員】 実際地震になった場合、逃げるのは不可能です。幼稚園の子どもだと動けますけど、私たちも 2 歳児だけでしたが一人ずつ抱きかかえて何回も園庭を往復したので、先ほどの高層マンションに逃げるのは無理だと思います。あと避難訓練ですけど、私たちは幼稚園もしていますが、火事・地震・不審者いろいろな避難訓練をしています。そして、火事も地震もこの日のこの時間にしますよとか、予告したとき、予告しないとき、あと幼稚園の場合は外で園外保育のときとか、いろんな想定をしています。それで、やはりいろんなことをしていないとマンネリ化しまいますので、例えば放送が鳴った時に、地震の時は下に隠れたりとか、少しおさまってきたら外に出たりとか、火事の時にも隠れるというパターンで行っています。避難訓練を月 1 回立ち会うということでしたので、いろんな避難訓練をした方がよろしいかと思えますし、逃げることにしまして、なかなか子ども達はそうはいかないということを入れている方が良いかと思えます。

【委員】 先ほどの 3 歳児を残留させるというお話ですが、行き先が決まらなくてもよいという決まりですよね。今入っている 3 歳児が来年 4 歳児になるときに行く先がありません。5 歳児になった時に行く先がありませんということになったら、そのまま特別な事情なので、ここに子どもを置くことになるのではないかというのがとても心配です。0 歳児と 2 つしかお部屋がないので、その中でその特例をどこまでどういう風にその線を引いて認めるのかというのを明確にしておかないと、とても危ないことが起こるのではないかなと思えますがいかがでしょうか。

【事務局】 例外を認められているのは、あくまでも継続児童という形になっております。今 3 歳児以上で来年度入る方につきましては、保護者の希望があれば就学前までこの施設に入ることを例外的に認めているという形になっております。あと、基本的に連携施設を設定していない小規模保育の取り扱いについては、実際に継続的に保育が必要なお子さんについては、新規のお子さんによりも基本的には優先度を高く設定している自治体が非常に多いです。今回の場合ですと平成 30 年度に連携施設を設定する予定ではございますが、設定できなかった場合については、市においても優先順位のところの点数基準等を見直しながら、このお子さんたちがどこかの保育園にはしっかりと入れるように対応していきたいと考えております。

【委員】 今のお答えだと、明確に 5 歳まで 7 人いる可能性があるということですよ。2 つのお部屋しかないところで、0 歳児から 5 歳児までを全部面倒を見るという保育をするということですよ。

【委員】 気になったのは、お部屋の狭いということだけではなくて、3 歳・4 歳・5 歳になると、集団の中で育つ力というのが大きいですよ。赤ちゃんとの関わりの中で、兄弟がいない子は、そういう意味での成長がありますけれども、同じ年齢の中、グループ、集団の中で切磋琢磨したり、喧嘩したり、仲直りしたりとかってそういうことも本当に必要なことなので、なるべく成長したら 3 歳以上のお子さんがたくさんいる保育施設に移っていただくようにお話をきちんとしていただければいいと思いました。

【事務局】 今回、例外を認める際に小規模保育を実施する事業者の方には、集団保育の重要性については、十分にお話をさせていただいておりました。この継続児童の方達に

ついて、保護者の方と園の方で協議をしていただくということは前提ですが、基本的には、他の保育園の方に移っていただくという考え方で進めているところではあります。逆に4・5歳児の方につきましては、今年度受けてしまいますと、あと1年だったり、今年度の卒園だったりという形になってしまいますので、就学前までということになるのかなと思います。

【議長】来年度少し年齢が高いお子さんがいる可能性があるのですが、そこで危険性を回避するような手立てをどうやって取るかということについては、協議をしていただければと思いますし、どこかに移るのであれば、優先的に移れるような配慮をさらにしていただければと思います。連携施設を作る際に市の方が少し仲介をするような形で進めていただけるとよいのではないかなと思います。

## ◆報告事項

### ①海岸通子育て支援施設の進捗状況について

【議長】1階の施設というのは、どういう施設なのでしょう。

【事務局】今のところ1階のスペースの方に、どういう方が入るかということの情報は、こちらの方では得られていません。ただ、2階・3階に子育て支援施設ができるということを理解していただいて、そこに支障がないような業者や事業者に入ってもらいたいということをお願いしたいことを組合の方に働きかけていきたいと考えております。

【委員】お子さんと保護者が駐車場から、雨とか雪とか降っていても、その施設に屋根付きで入れるというような希望が以前出たかと思うのですがどうなのでしょう。

【事務局】再開発組合から業務棟の1階・2階・3階の床を買うのですけれども、公有施設だということで駐車場が隣に建ちます。駐車場から例えば2階がメインのフロアになるので、渡り廊下みたいなものを付けてくださいとか、それができないときは、雨に濡れないようにというようなお話を再開発組合の方とさせていただきました。既に組合の方では、駐車場についての建築確認等の申請をしております、この駐車場の構造上、新たに渡り廊下を付けるかそういうことはもうできないというようなことは言われております。あと屋根を付けて、行きやすいようにという工夫についてですけれども、再開発事業というのはいろんな土地を持っている方の権利があって、その権利の上の土地の使い方として、誰かの土地の上をそういうふうな占有するものを置くというのが、権利変換計画というのが設計の前提にありまして、その中で今組合の方では明確に保育所のための通路みたいな使い方ができるというような権利変換としては今のところは考えられないようですが可能な限りこちらの要望は汲みたいという思いは頂戴しているところではございます。

【委員】1階のところの黄色いスペースは、保育園とこころでしか使わないスペースなのでしょう。それ以外の人も入れるのでしょうか。

【事務局】入らないようにオートロックで確認しながら利用者に使ってもらうようになります。

【委員】定員が40名の施設と思ってよろしいでしょうか。

【事務局】はい。40名ということを考えております。

【委員】こころんと保育園との関係がよくわからないのと、もしも、そういう使い方を設定するのであれば、こころんのところからは保育所にダイレクトに入れられないわけじゃないですか。エレベーターホールを介さないと、保育園の中に入れないというとても不思議な設定になっているようですけど、あまり使い勝手がいいと思えないというのが第一印象です。それから、園庭が3階にあって、2.1メートルの柵が転落防止としてどれくらい安全なのかよくわかりません。それから、3階で何か火事とかがあった場合に、3階からこのスペースの端から端までのところで、2か所の階段を使って避難をしなくてはいけないということを考えると、子どもを育てる環境としては、これはちょっとないのではないかなと感じてしまうので、そのへの安全策ということについて、ご意見をいただきたいです。あと、やはりその新浜保育所のお母さん達が求めているのは、杉小学区に保育所があったほうがいいということで、送り迎えをするからと言って0歳児とかその子どもたちを安全にバスとかで送り迎えできると思えないというのが一点と、こころんと合併した一定スペースを使うということなので、もうちょっと定員を増やしてほしいとか、いろいろなやり方があるのではないかという意見を言ったときに、再開発事業が決めたスペースを市が借りるだけだから、スペースを増やしてくれというのは不可能だという説明ですが、そうだとすると、そのこころんをどうしても置かないといけないのかも含めて、検討の余地があるのかなとは思いますが。

【議長】まず、新しい施設の設備等についてお答えいただければと思います。

【事務局】通常の保育所ですとホールなどがあるかと思いますが。そういったものが、スペース上作れない。行事などもみんなで集まって何かをするということが、ホールがないので出来ないということについて対応して、可動式の壁で広く部屋を使って、保育ができるようにということになります。そのため、行事の際にこころんのスペースも使って、何かできるようにしたいということを考えております。逆もあって、こころんの利用者と保育所とも何か交流ができるようなイベントとか事業なりができるのかなと思います。それから、屋上からの転落防止対策として、保育士がきちんと遊んでいるときは立ち会う、子どもの動きを見るようにということを考えております。

【議長】フェンスの横に何か物が置かれたりすると、そこを登ってということがあるので、構造体の問題とあとはその配置のところも検討して進めるようにしていただければと思います。あとは3階に園庭がある保育所というのは仙台にもあって、そこは階段では危ないので基本的にスロープで子どもたちが移動できるようになっているよう方式をとっているところもあるようですので、日常的な安全と避難時の安全というのが確保できるようにということもご検討いただければと思います。

【委員】柵の高さだけでなく、柵の幅、柵と柵の間がちょっとあると子どもって頭をすこんと入れてしまったりするので、そういうところもきちんと安全面に配慮されているかと思いますが、設計の段階で、確認をしていただければと思います。

【議長】新浜町保育所の廃止に伴う質問の一つに、実際に対応策として、塩竈市の方で送り迎えが困難な方については行うということがなされていましてけれども、それは、例えば0歳とか小さい子どもさんとかも可能なのか、どんな体制なのでしょ

うか。

【事務局】あくまでもこの対応策は、今現在の1歳児・2歳児で継続して平成32年度以降も保育所を利用しなければいけないというお子様に対する対策になります。ですから、例えば来年度以降新しく入ってくる同じ年齢のお子様については、こちらの対応は当てはまりません。そうなりますと0歳のお子さんが、送迎を利用するということはありません。

【議長】現在入所しているお子さんに対する対応で、例えばその地区に住んでいて、中々他のところに交通手段とかの関係で子どもを預けるのが難しいというような方は想定していないということなのでしょうか。

【事務局】はい。

【委員】平成30年度に1歳児4名の方が継続児童ではない、新しい方とお見受けしますが、この方たちには、入所申込み時点で既に廃止があり、閉所とかそういうものがあるということは、入所申込みの時点ではなされていますか。

【事務局】入所申込みの時点でご説明をしております。

【委員】知り合いに新浜町保育所に現いるお母様が最後の1年だけ別の保育所に移動しなければいけないくて、ばらばらになってしまうのがとても辛いというふうに話を聞きましたが、そのへんはどうお考えですか。

【事務局】1年間だけということはお子様にとっても、ご家族にとっても可哀そうなことかと思しますので、平成32年度を待たずに平成31年度から転所をする希望を持っているかということをお聞きして、平成32年度を待たず平成31年度からということも考えてはいるところです。まずは、保護者の方の意向を聞いてからになるかとは思っています。

【委員】もし保護者の方が藤倉保育所以外の保育所への転所を希望されたときには、優先的に入れるような対応は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】藤倉保育所以外への転所についても、優先的には対応していきたいと考えております。

【議長】基本的に現在入所している子どもさんと保護者に対してどう対応するかという問題と、あとはこれから利用しようとする子どもと保護者に対してどうするかという2つの問題があるかと思いますが、一つは転所してもらったり、それが難しければ送り迎えをするというような対策で、もっと早い時点で説明をなさっていれば、この辺のところは少し対応をしなくても済んだという部分があったのかもしれないですが、あともう一つは、要望書で出されているような、地区で保育所が必要だというような方のニーズということについて、どのような考え方をしているのかというのことは、それについて市としては、例えばどのようなことを方針としているかということもご説明いただければと思います。

【事務局】まず、前段ですけれども、市の政策で、不利益を被ることになる保護者の方から子どもさんたちには、先ほどの2つの方策を提案しながら、なんとかご理解をいただいて、進めてまいりたいと思っているところでございます。それから、杉の入小学校区の保育所等の充実についてですが、現在保育の提供というものは、必ずしも公がするというような制度だけではございませんので、いろんな認定こども園だ

ったりとか企業内の保育園だったりとか、民間が参画しやすい状況などもございます。そのため、新浜町保育所廃止後の北部地域の保育環境について、様々なところに働きかけながら取り組んでまいりたいと考えております。仙台市が、中山の方の都市公園に保育園を設置しましたが、それは地元町内会と商店街が新たに社会福祉法人を作って設置をした保育所となっております。今やはり財源的な部分で、新たな保育所の整備とか運営について国がどんどん民間にシフトしてきておりますので、そういった情報を提供しながら様々な角度で地域の保育・育児支援について取り組んでまいりたいと思っております。

【議長】要望があれば、全ての地区に保育所を作らなければいけないということも難しいとは思いますが、ただ多くのところの民営化をするということは、中山もそうですが、その地区に公立があったのを民営化するので、そうすると公立ではなくなります。民間のそういった施設が出来上がるってというような形で、公だけがやるわけでもないというのはそのとおりだと思いますけれども、そうではない民間の受け入れ皿があるというような形で進んでいることが多いと思います。ただ、その地区から保育所が無くなるってというようなことに対して、例えば今後、どのような考え方をしていくのか。市の方針としてどんな方向を目指すのか。あるいは、その地区の方が子育てをしていくということをどのくらいサポートすることが可能なのかという点も、検討することが十分に必要だと思います。

【委員】杉の入小学校は、段々子ども達が少なくなっていったって、杉小の校庭って塩竈が一番広いと思うのですが、民間の保育所とかを誘致するというようなことはできないのでしょうか。

【事務局】杉の入小学校の学区は、実は子どもが増えていて、市内の小学校で空き教室が発生しない唯一の小学校となっております。ただ、他の学区には、昭和40年代に建てた東部保育所、香津町保育所、清水沢保育所の3つがございます。東部保育所などは、学区的には三小学区になりますから、今お話しいただいたような内容をその三小の方でできないかとか、そういった検討は子育て計画の中で、教育委員会と話をしながら検討をしていきたいと思っております。あとは、塩竈市では公共施設総合管理計画というものを作っております。これから今塩竈市が持っている様々な公共施設、学校とか公営住宅とかこの壱番館もですが、様々な公共施設がどんどん老朽化していったって、どんどん人口が少なくなっていったって、30年後にどのくらいを残していったらいいのか。どのタイミングでどの施設とどの施設を合体しようか。あるいは廃止しようか。そういった検討もしております。個々に保育所はこうだとか学校はこうだとか集会所はこうだということを市民の方々と意見交換をする場というのを平成30年度に持ちながらやっていきますので、老朽化してとうに耐用年数が過ぎている保育所3をどういう風にするんだということも施設の再配置計画という中で、国が表明している有利な制度を導入しながら、本当に多方面から考えていかなければならないと思っております。ただ、塩竈市の唯一のストロングポイントは、やはりコンパクトシティだと思っております。島を除くと塩竈市は3キロメートル四方にだいたい収まっていて、そこに認可保育所が11か所、認可外保育所が3か所、幼稚園が6か所などがあり、そのコンパクトな土地の中で、子ど

も・子育て支援に関わっていただける施設がかなりの密度であります。そういったことをストロングポイントとして、次の子ども・子育て計画の中でビジョンをきちんと位置付けていきたいと考えております。

**【議長】**今の現状だと公立が建て替えをしないといけないところもいくつかあるけれども、公立の建て替えに対しては、補助金が外部から出ないので、色々な自治体でそこは民営化をして、民間の補助金を使うという形が多いです。ただ、全部民営化するっていいのが良いのか悪いのかという議論もあって、一定の公立があることによって保育の質の維持だとか、あるいはそこが中核的な保育の機能を持つということも含めた保育施策というものが必要になってくるだろうと思います。例えば公立を民営化するときにどこに新しく作るのか、同じところに作るのか、別なところに作るのかっていうことも非常に重要な問題ではないかと思います。例えば塩竈市として、どのような施策で今後展開をしていくのかということが示されると少し見通しが持てて、安心が出来て、そのコミュニティでまた子育てをしているというような、そのような希望も増えてくるかと思いますので、是非その地区を考えた配置の見通しを含めてその検討を行って、そのビジョンを示していただくと非常に助かるのではないかと思います。

**【委員】**やはり地域の中に一定の保育をできる場所をもう一度前向きに検討していただきたいと思います。あと、今新浜町保育所の近くに住んでいる今後の保護者に対しては、全く施策を持たずに、丸投げをする。もう無くなるのだから仕方がない、今入っている人だけ面倒見るというような態度は多分なしだと思います。今の人だけ説明しなかったから守るけど、後は知らないというような態度は是非取らないでいただいて、もう少し住んでいる人たちや保育所の人たち、保育所が無くなったら困るような人たちへのちょっと暖かい手を差し伸べていただけたらと感ずるので、そういうことをお願いしておきたいです。あと海岸通の件で、駐車場の建築確認が済んでいるというお話でしたが、入札をして契約がまだ済んでいないけど、建築確認ができるのか教えてください。

**【事務局】**建築確認というのは、図面で申請するので、業者が決まっていなくても手続上出来ます。もうあの図面で、構造がこうだというのはあらかじめ申請することになっています。

**【議長】**今出た意見というのを全部取り入れるというのは難しいと思いますけども、やはり一緒に生活をしていく、あるいは子どもを育てていくところの快適さが保てて、この街に住みたいというようなところが目指せるためには、何ができるかという点でもう一度可能な部分については、ご検討いただきたいと思います。

## ②塩竈アフタースクール事業の進捗状況について

**【委員】**アフタースクール事業についても補助金が2年でストップしてしまった後の継続の事業についてどのように考えているかお聞きします。

**【事務局】**わくわく遊び隊の方は、今年度と来年度に補助金があるということで、備品等を購入したりする補助金だということを伺っています。そして、お子さんから1,000円の利用料を徴収しているというのは、指導する方の謝金とか、それからお子さん

の保険料ということで徴収していると伺っています。平成 30 年度まで必要な備品とか道具を購入し、確保するようです。運営に関しては 31 年度以降も 1,000 円の利用料で賄っていくということを聞いております。あと、ほっとスペースにつきましても、基本的には居場所づくりを始める方たちのスタートのための備品購入や必要な物品を買っていただくという意味合いでの助成金・補助金になっています。ほっとスペースについては、支援団体で活動する方たちの謝金などにも利用されていますので、31 年度以降に利用するお子さんについては、こちらの事業は無料ということになっており、特に利用料金を取らないものなので、助成金がなくなった場合に、例えば、今年度の事業に子ども食堂はありませんが、子ども食堂などに色々な団体からの補助制度などがあるということも聞いていますので、そういったものを活用したり、それから食材につきましてはフードバンクや寄付などを活用したりということも考えられます。

【議 長】基本的には立ち上げの 2 年間の準備として予算があるけれども、その後が継続として自立してやっていく。あるいは、他の機関の支援というのを用意しながらやっていくというのを原則とするということで立ち上がったということで。それは、最初に立ち上げた方達もそういうような方向でということとは了解されているということでしょうか。

【事務局】はい。

## ○補足

【事務局】指定管理料についての補足ですが、貸与備品以外の備品等については原則として、市と指定管理者協議の上で指定管理料の範囲内において指定管理者が購入し、本業務の実施のために供するものと取り決めさせていただいておりました。それで、備品の購入に多額の費用を要するなど当該備品等を購入することが困難であると認めるときには、両者協議の上甲の負担とするということができるとなっています。それで、今回指定管理者の方でアンケート調査を行いまして、その中で夏休みの保育環境、具体的にはエアコンを設置してほしいというようなご意見とあとは朝の受入れ時間の拡大というご要望がすごく多いということを把握しまして、その旨市の方に協議がありました。その中で両者協議してエアコンを各教室 1 台ずつ付けるということで、指定管理料の方で整備させていただいたという経緯があります。あとは杉小の方ですが、子ども・子育て会議の中で度々ご意見いただいております。その旨指定管理者と市が協議しまして、杉小は人数が多いということで、市で今後もう一教室検討するときには市の方で負担を考えますということを協議した経過があります。

【議 長】なかなか難しいケースバイケースでの協議ということだと思いますけれども、なるべくそういうのは、付けられるような方向で、このところ非常に夏は暑いので、そういったことを進めるような形でしていただければと思います。